

特集

経営者も社員も喜ぶ！
節税と福利厚生を同時に実現する制度
企業型確定拠出年金＜選択型＞

よくある 質問

高度な入院費や治療費の立替払いを回避するには？

従業員51人以上会社の今年の注目は週20時間労働です

社会保険の適用拡大はご存知ですか。社会保険（年金・医療保険）の加入要件は、フルタイム労働者、およびフルタイムに準じる労働者（4分の3要件）に加入義務があります。

これを、短時間労働者にも加入義務を課す法改正が行われ、改正後は週20時間以上の労働者も社会保険に加入義務が課されました。（その他条件あり）

法改正は段階的に行われ、平成28年10月から従業員50人以上の会社、令和4年10月からは従業員101人以上の会社、そして今年令和6年10月からは従業員51人以上の会社が対象です。週20時間は、雇用保険の加入条件と同じと考え、雇用保険に加入させている従業員は、合わせて社会保険も加入させる必要が出てきます。従業員それぞれには家庭の事情があるでしょうし、会社も社会保険料負担が増します。いまのうちからこの問題を直視して対応を検討しておくことをお勧めします。

オフィスメイクタイム
代表 西野 史朗

